

## 文例（特定遺贈）

### ①個人に対して

第〇条 遺言者は、遺言者名義の次の預金を、遺言者の友人〇〇〇〇（生年月日 住所）に、遺贈する。

#### 【預金の表示】

第〇条 遺言者は、本遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

住 所	東京都〇〇区〇〇・・・
職 業	〇〇〇
氏 名	〇〇〇〇
生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日

### ②法人に対して

第〇条 遺言者は、地域の活動に役立ててもらうため、遺言者名義の次の預金を、〇〇県〇〇市に遺贈する。

#### 【預金の表示】

第〇条 遺言者は、本遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

住 所	東京都〇〇区〇〇・・・
職 業	〇〇〇
氏 名	〇〇〇〇
生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日

### ③複数人に対して

第〇条 遺言者は、遺言者の有する次の預金を、遺言者の内縁の妻〇〇〇〇（生年月日 住所）及び、同人の子である〇〇〇〇（生年月日 住所）の兩名に、各2分の1の割合により遺贈する。

#### 【預金の表示】

第〇条 遺言者は、本遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

住 所 東京都〇〇区〇〇・・・  
職 業 〇〇〇  
氏 名 〇〇〇〇  
生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

遺言で、相続人ではない者にも財産を残すことができます。これを遺贈といい、遺贈によって利益を受ける者を受遺者といいます。受遺者は個人でも法人でも構いませんが、相続人欠格者はなれません。利益を無償で譲渡する点で「贈与」と似ていますが、贈与は贈与者と受贈者との間の契約による生前処分であり、遺贈は遺贈者の単独行為で死後処分である点に違いがあります。受遺者はいつでも遺贈を放棄することができ、その効果は遺言者の死亡時に遡って効力を生じます。遺贈には、遺産の全部または一部を一定の割合で示してする包括遺贈と特定の財産についてする特定遺贈があり、また各遺贈に条件、期限、負担をつけることができます。

#### ｜ 特定遺贈

遺贈のうち特定遺贈とは、具体的な特定財産（例えば、「〇〇の土地」や「〇〇銀行の預金」）を対象とする譲与をいいます。特定遺贈の場合、例えば遺言者に債務があったとしても、受遺者（遺贈をうける人）はその債務を引き継ぎません。特定財産を、複数の受遺者に共有取得させることもできます。

#### ｜ 遺留分に注意 遺言執行者の指定

遺言者に相続人もいる場合は、受遺者と相続人との間で争いが生じないように、相続人の遺留分を侵害しない範囲内で遺贈することをお勧めします。特に受遺者が内縁の配偶者など、相続人と対立する立場にあるような場合は、遺贈する財産を慎重に決め、必ず遺言執行者を指定しておきましょう。